

各 位

会 社 名 株式会社フージャースホールディングス 代 表 者 名 代表取締役 社長執行役員 小 川 栄 一 (コード番号:3284 東証プライム市場) 問い合わせ先 執行役員 経営企画室長 鳴 神 吉 朗 電 話 番 号 03-3287-0704

業績連動型株式報酬制度の継続および一部改定、 並びに役員報酬ポリシーの改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会にて、業績連動型株式報酬制度の継続および一部改定に関する議案を2022年6月24日開催予定の第9期定時株主総会(以下、「本株主総会」という。)に付議すること、並びに、取締役を対象とした役員報酬ポリシーを改定することを決議しましたので、以下のとおりお知らせいたします。

記

1. 継続および改定の目的

当社は、2016 年度より導入している当社の取締役(社外取締役を除く。)および当社のグループ会社(以下、「対象子会社」という。)の取締役(以下、「当社等の取締役」という。)を対象とした業績連動型株式報酬制度(以下、「本制度」という。)に関し、2022 年 3 月 10 日に公表しました「代表取締役の異動(増員)、執行役員制度の見直し、監査等委員会設置会社への移行、および今後の役員体制に関するお知らせ」に伴い、また、当社等の取締役が中長期的視野をもって業績の向上と企業価値の増大への貢献意識をより一層高めることを目的として、本制度の対象者を変更する等一部改定のうえ継続することに関する議案(以下、「本議案」という。)を本株主総会に付議することといたしました。

また、あわせて、当社の中期経営計画(2022年3月期~2026年3月期)における目標達成を通した 持続的な成長と、さらなる中長期的な企業価値の向上の実現を目的として、取締役を対象とした役員 報酬ポリシー(以下、「本ポリシー」といいます。)を改定することといたしました。なお、本ポリシ ーの改定は、本株主総会において、監査等委員会設置会社への移行を内容とする定款変更議案および 取締役選任議案が承認されることを条件とし、本株主総会後から適用を開始する予定です。

2. 業績連動型株式報酬制度の継続および一部改定

(1) 本制度の継続について

当社は、当社等の取締役を対象に、中長期的視野をもって、業績の向上と企業価値の増大への貢献意識をより一層高めることを目的として、本日開催の取締役会において、本制度を一部改定の上、

(2) 本制度の一部改定について

本制度の継続にあたり、従前の制度から以下の点を一部改定します。なお、従前の本制度の内容につきましては、2016年5月13日付「業績連動型の株式報酬制度の導入に関するお知らせ」および2021年5月27日付「第8期定時株主総会招集ご通知」をご参照ください。

項目	改定前	改定後	
本制度の対象者	・当社の取締役(社外取締役は除	・当社の取締役(監査等委員であ	
	く。) および対象子会社の取締役	る取締役および社外取締役を除	
		く。) および対象子会社の取締役	
本制度の対象期間	・2017 年3月末日で終了する事	・原則として当社の掲げる中期経	
	業年度から2019年3月末日で終	営計画に対応する期間とし、2023	
	了する事業年度までの3事業年	年3月末日で終了する事業年度か	
	度および当該3事業年度の経過	ら 2026 年3月末日で終了する事	
	後に開始する3事業年度ごとの	業年度までの4事業年度(以下、	
	期間	「本対象期間」という。) および当	
		該4事業年度の経過後に開始する	
		5事業年度(原則として中期経営	
		計画に対応する期間とする。以下、	
		本対象期間とあわせて、それぞれ	
		の期間を「対象期間」という。)	
本信託に拠出する	・上限となる額は、対象期間ごと	・上限となる額は、対象期間ごと	
金銭の上限	に1億8,000万円	に1億8,000万円	
本信託による取得	・上限となる取得株数は、対象期	・上限となる取得株数は、対象期	
株数の上限	間ごとに 282, 436 株	間ごとに 276,000 株※	
本制度の対象者へ	・上限となるポイント総数は、対	・上限となるポイント総数は、対	
付与する当社株式	象期間ごとに、282,436 ポイント	象期間ごとに、276,000 ポイント※	
の数(ポイント総			
数)の上限			

※ この取得株数の上限およびポイントの総数の上限は、本信託に拠出する金銭の上限を 2022 年 3 月 31 日の東京証券取引所における当社株式の終値で除して算出したものであります。付与されたポイントは、株式給付に際し、1 ポイント当たり当社普通株式 1 株に換算されます(ただし、本制度の改定後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、換算比率について合理的な調整を行います。

(3) 改定後の本制度の内容

(1) 概要

本制度は、当社が信託に対して金銭(その上限は下記(6)のとおりとします。)を拠出し、当該 信託が当該金銭を原資として当社株式を取得し、当該信託を通じて当社等の取締役に対して、当 社および対象子会社が役員報酬に係る取締役株式給付規程(以下、「取締役株式給付規程」という。) に従って、業績達成度等に応じて当社株式および当社株式の時価相当額の金銭(以下、「当社株式等」という。)を給付する業績連動型の株式報酬制度です。なお、当社等の取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として当社等の取締役の退任時となります。

(2) 対象者

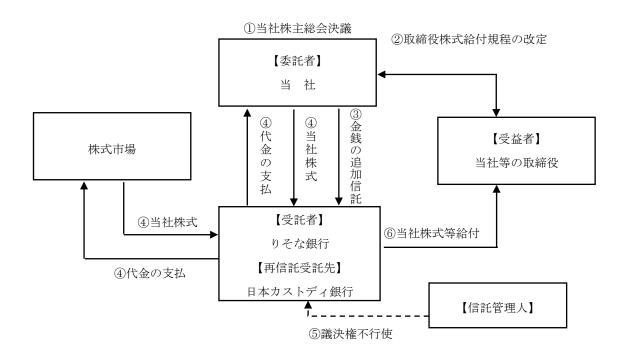
当社の取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)および対象子会社の取締役とします。

(3) 対象期間

原則として当社の掲げる中期経営計画に対応する期間とし、2023年3月末日で終了する事業年度から2026年3月末日で終了する事業年度までの4事業年度および当該4事業年度の経過後に開始する5事業年度(原則として中期経営計画に対応する期間とする。)ごとの期間とします。

(4) 本制度の運営に伴う信託の設定

当社は、本制度の運営に当たって、受託者との合意の上で、以下の信託を設定して運営いたします。



- ① 当社および対象子会社は本制度の一部改定に関して当社株主総会および対象子会社株主総会において役員報酬の承認決議を得ます。
- ② 当社および対象子会社は取締役会において、本制度に基づく株式給付に係る取締 役株式給付規程を改定します。
- ③ 当社は上記①の本株主総会で承認を受けた範囲内で金銭を追加信託します。
- ④ 本信託は、上記③で信託された金銭を原資として、当社株式を当社(自己株式の 処分)または株式市場から取得します。
- ⑤ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じて議決権を行使しないものとします。

⑥ 信託期間中、上記②の取締役株式給付規程の定めにより、本制度の対象者の役位 および業績達成度等に応じて対象者にポイントが付与されます。退任時等、取締役 株式給付規程に定める一定の受益者要件を満たした対象者に対して、付与された ポイントに応じた数の当社株式等を給付します。

(5) 信託期間

2016 年8月 26 日から本信託が終了するまでとします (特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続するものといたします。)。

なお、本制度は、当社株式の上場廃止、取締役株式給付規程の廃止等により終了するものといたします。

(6) 当社が拠出する金銭の上限

本株主総会で、本制度の一部改定をご承認いただくことを条件として、当社は、対象期間に対応する本制度に基づく当社等の取締役への当社株式等の給付を行うための当社株式の取得資金として、1億8,000万円を上限とした資金を本信託に拠出いたします※。

なお、当社は、本対象期間中、当初の拠出金額を含む拠出金額の合計が1億8,000万円となる 範囲内で株式の取得資金を追加して信託することができるものとします。

また、本対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、対象期間ごとに、1億8,000万円を上限として本信託に追加拠出を行うこととします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、当該対象期間の開始日の直前に本信託の信託財産内に残存する当社株式(当該対象期間の前までの各対象期間(本対象期間を含む)において当社等の取締役に付与されたポイント数に相当する当社株式で、当社等の取締役に対する給付未了のものを除きます。)および金銭(以下、あわせて「残存株式等」という。)があるときは、当該残存株式等の額と追加拠出される信託金の合計額は、1億8,000万円の範囲内とします。

※ 当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等 の必要費用の見込額を合せた金額となります。

(7) 本信託による当社株式の取得方法および取得株数の上限

本信託による当社株式の取得は、上記(6)の本信託へ拠出する金銭の額の上限以内で、株式市場または当社の自己株式処分を引き受ける方法を通じて行います。取得方法の詳細については、本株主総会後に改めて当社にて決定し、開示いたします。

なお、本対象期間につきましては、276,000株を上限として取得するものとします。また、本対象期間経過後の各対象期間につきましても上述の株数を上限として取得するものとします。

(8) 当社等の取締役に付与する当社株式の算定方法および上限株式

当社等の取締役には、各対象期間中の各事業年度における役位および業績達成度等に応じて 事業年度ごとにポイントが付与されます。付与されたポイントは、株式給付に際し、1ポイント 当たり当社の普通株式1株に換算されます(ただし、当社株式について、株式分割、株式無償 割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、換算比率について合理的な 調整を行います。)。

(9) 当社等の取締役への当社株式等給付時期

原則として、当社等の取締役が退任し、受益者要件を満たした場合、所定の受益者確定手続きを行うことにより、退任時に定められた確定ポイント数に応じた数の当社株式を給付します。 ただし、そのうち一定割合については、納税資金確保の観点から、当社株式の給付に代えて、 当社株式の時価相当額の金銭を給付します。なお、金銭の給付を行うため、本信託内で当社株式を売却する場合があります。

(10) 信託内の当社株式の議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は信託の経営からの独立性を確保するため一律不行使とします。

(11) 信託内の当社株式の配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当金は、信託が受領し、当社株式の取得・信託報酬等の信託費用に充当されることになります。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金は、その時点で在任する当社等の取締役に対し、各々の累積ポイントの数に応じて、按分して給付すること、又は公益法人に寄附することを予定しています。

(12) 信託終了時の取扱い

本信託は、取締役株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却すること又は公益法人に寄付することを予定しています。また、本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭についてはその時点で在任する当社等の取締役に対し、各々の累積ポイントの数に応じて、按分して給付すること、又は公益法人に寄付することを予定しています。

【本信託の概要】

(1) 名称 : 役員向け株式給付信託

(2) 委託者 : 当社

(3) 受託者 :株式会社りそな銀行

株式会社日本カストディ銀行と特定包括信託契約を締結し、 株式会社日本カストディ銀行は再信託受託者となります。

(4) 受益者 : 当社等の取締役のうち、受益者要件を満たす者

(5) 信託管理人 : 当社と利害関係を有しない第三者

(6) 信託の種類 : 金銭信託以外の金銭の信託(他益信託)

(7) 本信託契約の締結日 : 2016 年 8 月 26 日(8) 変更契約日 : 2022 年 8 月 (予定)

(9) 信託の期間 : 2016 年 8 月 26 日から本信託が終了するまで

(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託

は継続するものとします。)

3. 改定後の役員報酬ポリシーの概要

(1) 役員報酬制度の基本方針

当社グループは、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上の実現に資するとともに、役員が企業の将来成長への挑戦に邁進し、ステークホルダーと価値観を共有できる役員報酬制度となるよう、以下を基本方針とします。

- 1 企業価値向上に向け必要な人材を確保・維持できる水準であること
- 2 株主との利益意識の共有や株主重視の経営に資するものであること
- 3 中長期の業績向上との連動性が高いものであること
- 4 合理的で公正かつ透明性のある報酬決定プロセスであること

(2)報酬水準の考え方

当社グループでは、将来成長への挑戦として①不動産開発事業②CCRC事業③不動産投資事業④不動産関連サービス事業⑤その他事業に取り組んでおります。当社ではグループガバナンスの強化による意思決定の迅速化および経営の効率化を図り、更なる企業価値の向上と事業を通じた社会課題解決への貢献に向けて、必要な人材を確保・維持できる適正な報酬水準を設定します。具体的には、外部の報酬コンサルタントを活用して同業種(マンション開発、不動産投資等)の役員報酬水準をベンチマークとして設定し比較を行います。

(3)報酬構成の考え方

フージャースホールディングスの取締役(監査等委員および社外取締役を除く。)の報酬は毎月定額の基本報酬、短期インセンティブ報酬である年次業績賞与、中長期インセンティブ報酬である株式報酬(株式給付信託)※1で構成されています。報酬の構成割合は、当社グループの企業規模および事業特性等を踏まえ、年次業績賞与は報酬総額の20%程度、株式報酬は報酬総額の10%程度とします※2。監査等委員(社外取締役を除く。)および社外取締役の報酬は業務執行者を適切に監督する観点から基本報酬のみ支給するものとします。

- ※1 本制度は、当社が信託に対して金銭を拠出し、当該信託が当該金銭を原資として当社株式を取得し、当該信託を通じて当社等の取締役に対して、当社および対象子会社が役員報酬に係る取締役株式給付規程に従って、業績達成率等に応じて当社株式および当社株式の時価相当額の金銭(以下、「当社株式等」という。)を給付する業績連動型の株式報酬制度です。なお、当社等の取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として当社等の取締役の退任時となります。
- ※2 上記割合は、当社が定める基準額100%の変動報酬を支給した場合の基本構成となります

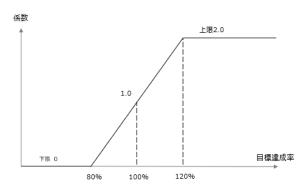
■役員報酬の基本構成体系

	固定報酬	変動報酬(短期)	変動報酬(中長期)
	基本報酬 (金銭)	年次業績賞与 (金銭)	業績連動型株式報酬 (株式・一部金銭)
取締役(監査等委員および社外取締役を除く。)	70%	20%	10%
監査等委員(社外取締 役を除く。)	100%	_	_
社外取締役	100%	_	_

■評価基準

①年次業績賞与:短期のみならず中長期の業績およびサステナビリティへのインセンティブとなるよう、「連結営業利益成長率」「財務健全性」「グループ ESG への取り組み」を評価します。なお、各評価項目に係る評価割合・各目標値等は、毎年度、指名報酬諮問委員会による答申を経て、取締役会にて決定致します。

②株式報酬:株主との利害共有の観点から、中期経営計画の業績指標をベースと致します。中期経営計画に開示の「連結経常利益」目標・事業計画で定める「ROE」目標を 50%ずつの割合で評価し、業績連動係数のレンジは 0~2 とします。(目標達成率が 120%以上の場合は 2、80%未満の場合は 0 とします。)



指標	目標値	評価割合
連結経常利益	中期経営計画にて開示の各年度の数値	50%
ROE	中期経営計画に定め、各年度期初に発表	50%
	する業績予想上の数値	

目標達成率・・・連結経常利益に係る業績達成率×評価割合+ROE に係る業績達成率×評価割合

■取締役の報酬額

取締役の報酬額については、(2)の報酬水準の考え方の下、本株主総会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬(基本報酬+年次業績賞与)限度額を年総額3億円以内、その報酬限度額とは別枠で、取締役(監査等委員および社外取締役を除く。)に対する業績連動型株式報酬限度額を1億8千万円以内とし、監査等委員である取締役の報酬限度額を年総額1億円以内、とする議案を上程する予定です。

(4)報酬決定プロセス

当社は、取締役の指名・報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの更なる充実を図ることを目的として、取締役会の諮問機関として任意の指名報酬諮問委員会を設置しております。取締役の報酬決定については、当該指名報酬諮問委員会からの答申に基づき、取締役会にて決定します。

(5) エンゲージメント方針

当社の役員報酬制度の内容については、各種法令等に基づき作成・開示する有価証券報告書、事業報告、コーポレート・ガバナンス報告書、サステナビリティレポートおよび当社ホームページ等